

小樽市都市計画審議会の公開についての運用規程の改正概要

1 改正要旨

所要の改正（引用条項の修正）を行うもの。

2 改正内容

引用条項の修正

第 5 条中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 2 項」に改める。

3 施行期日

公布の日

小樽市都市計画審議会の公開についての運用規程 新旧対照表

改正案	現行
○小樽市都市計画審議会の公開についての運用規程（案） 制定 平成 1 1 年 4 月 1 日 <u>改正 令和 8 年〇月〇日</u> 第 1 条 （略） （会議の公開） 第 2 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、原則公開とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当し、会長が会議に諮り、審議会がその全部又は一部を公開しないと決定したときは、会議を非公開とすることができる。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会長の判断によることができる。 (1) 小樽市情報公開条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合 (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合 3 第 2 項の規定により、会議を公開しないこととした場合は、次条に規定する会議開催の事前公表において、その理由を明らかにしなければならない。	○小樽市都市計画審議会の公開についての運用規程 制定 平成 1 1 年 4 月 1 日 <u>改正 令和 3 年 8 月 1 8 日</u> 第 1 条 （略） （会議の公開） 第 2 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、原則公開とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当し、会長が会議に諮り、審議会がその全部又は一部を公開しないと決定したときは、会議を非公開とすることができる。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会長の判断によることができる。 (1) 小樽市情報公開条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合 (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合 3 第 2 項の規定により、会議を公開しないこととした場合は、次条に規定する会議開催の事前公表において、その理由を明らかにしなければならない。

第3条～第4条 （略）

（会議資料の閲覧）

第5条 会長は、会議を公開するとしたときは、会議の資料（第2条第2項の規定により非公開とした会議の資料を除く。）を傍聴者の閲覧に供するものとする。

第6条～第7条 （略）

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年〇月〇日から施行する。

第3条～第4条 （略）

（会議資料の閲覧）

第5条 会長は、会議を公開するとしたときは、会議の資料（第2条第1項の規定により非公開とした会議の資料を除く。）を傍聴者の閲覧に供するものとする。

第6条～第7条 （略）

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月18日から施行する。

○小樽市都市計画審議会の公開についての運用規程（案）

制定 平成 1 1 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年〇月〇〇日

（趣旨）

第 1 条 小樽市都市計画審議会の運営規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、小樽市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議及び会議録の公開に関し、必要な事項を定める。

（会議の公開）

第 2 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、原則公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当し、会長が会議に諮り、審議会がその全部又は一部を公開しないと決定したときは、会議を非公開とすることができる。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会長の判断によることができる。

(1) 小樽市情報公開条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

3 第 2 項の規定により、会議を公開しないこととした場合は、次条に規定する会議開催の事前公表において、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第 3 条 会議を開催するときは、会議開催日のおおむね 2 週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供を行い周知することにより公表する。

(1) 会議の名称と議題

(2) 会議の開催の日時と場所

(3) 会議の公開・非公開の別

(4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(5) 傍聴者の定員（会議を公開とした場合に限る。）

(6) その他必要な事項

2 前項の規定により公表した内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを公表する。

（会議の傍聴）

第 4 条 一般傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、第 2 条の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 傍聴者等は、会議開催時刻の 1 0 分前までに住所、氏名及び年齢を記入し、係員の指示に従い入室する。

(2) 傍聴者等は、会長の指示に従い、静穏に傍聴し、会議を妨害してはならない。

- (3) 傍聴者等は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 会長は、傍聴者等が会長の指示等に違反する場合は、当該傍聴者に対し、退席を求めることができる。
- 4 一般傍聴者の定員は、おおむね10人とする。ただし、会長は事情を勘案して必要に応じてこれを増減することができる。

(会議資料の閲覧)

第5条 会長は、会議を公開するとしたときは、会議の資料（第2条第2項の規定により非公開とした会議の資料を除く。）を傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第6条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、各委員に配布する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の次第
- (3) 委員の出席及び欠席に関する事項
- (4) 説明のために出席した者の氏名等
- (5) 議題及び議事の要旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議録の公表)

第7条 審議会は、会議を公開したときは、会議録（会議の資料を含む。以下同じ。）の写し又は会議録の要旨をまとめた資料（以下「会議録等」という。）を公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、公表しない。
- (1) 発言委員の氏名
 - (2) 非公開とした事項
 - (3) 情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が公表に適さないと認めた事項
- 3 第1項の規定による会議録等の公表は、建設部都市計画課で縦覧に供し、及び市のホームページに掲載することにより行うものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年〇月〇〇日から施行する。